

梅森坂第二地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 名東区梅森坂一丁目・三丁目

【最初の認可】 平成29年12月8日 【最近の認可年月日】 平成29年12月8日 【認可番号】 29指令住建指第139号

【有効期間】 平成29年12月8日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第二種住居地域

【制限の概要】

- 1 第一種低層住居専用地域において、次の用途に供する建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
 - イ 暴力団の事務所との兼用住宅その他これに類する用途に供する建築物
 - ロ イに定める建築物のほか暴力団の活動を助長すると協定運営委員会が認める建築物
- 2 第二種住居地域において、次の用途に供する建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
 - イ 暴力団の事務所その他これに類する用途に供する建築物
 - ロ 暴力団の事務所との兼用住宅その他これに類する用途に供する建築物
 - ハ イ又はロに定める建築物のほか暴力団の活動を助長すると協定運営委員会が認める建築物

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。